

佐賀県事業者育成支援事業業務委託仕様書

1, 目的

公益財団法人佐賀県産業振興機構さが県産品流通デザイン公社（以下、「公社」という）」においては、県内食品関連事業者を対象に集合セミナーや県外大型展示会出展、また大手卸を通じた販路開拓の支援など、大都市圏での販売支援を行っている。

県内食品関連事業者に対し、売り先を見据えた商品ブラッシュアップや新たな販路開拓への取組み方等を重点的に専門の見地から支援することで、県内事業者の意識改革、販売スキルの向上、商品開発意欲の促進等を図る。

2, 委託業務名

佐賀県事業者育成支援事業業務

3, 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）までとする。

4, 委託業務の内容

(1) 重点事業者支援（5社）

①商品ブラッシュアップ（デザイン）

自社商品の県内外における新たな販路開拓を目指す企業に対して、商品の特性や希望する販路に応じて、専門家によるブラッシュアップを以下により行うこと。

ア、対象事業者選定

佐賀県内食品関連事業者の中から、自社商品の県内外における新たな販路開拓を目指す事業者を募集し、審査を行った上で、5社程度選出する。

イ、実施方法

(ア) 選定した企業の商品について、その特性や希望する販路に応じて、専門家によるブラッシュアップを行う。ブラッシュアップは面談・オンライン等で行うこととし、3回以上実施すること。

なお、企業概要や商品の特性、製造工程等を把握するため少なくとも最初の1回は参加事業者を個別に訪問して行うこと。

(イ) 展示会出展などの販路開拓等の取組みに向けて、ディスプレイ対策等の助言、指導を行うこと。

(ウ) 展示会出展後並びにテストマーケティング後のフォローアップを行い、バイヤー等の助言をもとに再ブラッシュアップを行うこと。

ウ、その他

(ア) 重点支援事業者、専門家等及び公社との連絡調整を行い、派遣日程の確定及び重点支援事業者の進捗状況を管理すること。

(イ) 公社は専門家派遣中の不慮の事故や災害に対して、一切の責任を負わないものとし、受託者の責任で対応すること。

②商品ブラッシュアップ（営業戦略、商談指導等）

以下により営業力強化のための専門家派遣を行い、営業戦略の策定、県内外へ向けた商談指導等を行うこと。

ア、対象等

①で選定した重点支援事業者について、営業力強化のための専門家派遣を行い、営業戦略

の策定、県内外へ向けた商談の支援を行うこと。

イ、実施方法

- (ア) 重点支援事業者との個別相談を行い、営業に関する課題を把握すること。個別面談は面談・オンライン等で行うこととし、3回以上実施すること。
なお、企業概要や商品の特性、製造工程等を把握するため少なくとも最初の1回は参加事業者を個別に訪問して行うこと。
- (イ) 重点支援事業者に専門家を派遣し、営業戦略の策定支援や県内外へ向けた商談指導、展示会出展時の商談指導等の支援を行うこと。
- (ウ) 展示会出展後並びにテストマーケティング後のフォローアップを行い、バイヤー等の助言をもとに再度、営業戦略、商談指導等を実施すること。

③県内食品関連事業者経営力アップ研修会

市場環境の変化への対応など県内食品関連事業者等の経営者の意識改革を図ることを目的とした研修会を以下により開催すること。

ア、開催内容の企画

- (ア) 食品関連の最新関連の流通情報及び市場動向、EC取引、商談シート作成、経営戦略などを内容とする食品関連事業者の経営者向け研修会を企画すること。
- (イ) 研修会の開催回数は2回程度を想定。
- (ウ) 開催場所は県内とし、開催方法はリアルでの開催とする。

イ、開催結果の取りまとめ（参加アンケートの実施及び取りまとめ）

④展示会出展の企画・運営

以下により株式会社イノベントが主催する「フードスタイル九州2023」、「フードスタイル関西2024」を活用し商談の機会を設けること。

ア、実施方法

- (ア) 重点支援事業者に対して展示会出展の際のブース装飾制作を行うこと。なお、参加事業者がそれぞれ組立・解体を行うためブースデザインは参加事業者自身で組立、解体が可能であるものとする。
- (イ) 出展に関する事前説明会、出展準備個別指導、ディスプレイ用の写真・動画撮影、事業者の設営準備フォロー等も実施すること。
- (ウ) 「フードスタイル九州2023」、「フードスタイル関西2024」会場へのブース装飾品配送を行うこと。また、当日のブース設置もしくは事業者自身が設置するための指導を行うこと。

⑤個別フィードバック面談会の開催

重点支援事業者向けに当該事業での支援内容を含めた今後の販路拡大に繋げることを目的とした個別フィードバック面談会を以下により開催すること。

ア、開催内容の企画

- (ア) 当該事業において開発した商品紹介や今後に向けた営業戦略・商談指導等を含んだフィードバック面談会を企画する。
- (イ) 面談会はリアル開催とする。
- (ウ) 開催場所は県内とする。

イ、開催結果の取りまとめ（参加アンケートの実施及び取りまとめ）

(2) 展示会出展支援 (15 社)

以下により株式会社イノベントが主催する「フードスタイル九州 2023」を活用し商談の機会を設けること。

ア、対象

①にて選定した重点支援事業者及び公社にて県内食品関連企業の中から、自社商品における新たな販路開拓を目指す事業者を募集し、選定を行った 15 社の事業者の展示会出展の支援を行うこと。

イ、実施方法

(ア) 出展事業者用の出展小間数は、重点支援事業者 5 社と展示会出展事業者 15 社の計 20 小間以上のトライアルブースとして確保し、出展費用については、出展事業者 1 社につき 5 万円程度を徴収して充てるほか、受託者が負担するものとする。

(イ) 展示会事務局及び出展事業者との調整は公社と協議しながら実施すること。

(ウ) 公社にて県内食品関連企業の中から、自社商品における新たな販路開拓を目指す事業者を募集し、選定を行った 15 社の事業者に対して展示会出展の際にブース制作を行うこと。なお、参加事業者がそれぞれ組立・解体を行うためブースデザインは事業者自身で組立、解体が可能であるものとする。

(エ) 出展に関する事前説明会、出展準備個別指導、開催中の出展企業フォロー等も実施すること。

(オ) ブース制作に伴い、腰巻・タペストリーに使用する写真素材について、希望する事業者については、商品等の写真撮影を行う。

(カ) 「フードスタイル九州 2023」会場へのブース装飾品配送を行うこと。また、当日のブース設置もしくは事業者自身が設置するための指導を行うこと。

5、業務実施体制

- (1) 業務の遂行にあたり、効果的かつ効率的な業務実施体制を整えること
- (2) 専任者を充てる必要はないが、本業務を優先的に行える人材を充てること。
- (3) 公社や支援事業者からの問い合わせに随時対応できる体制を整備すること。

6、業務の報告等

受託者は、本業務の実施状況等を明らかにするため、以下のとおり書類を公社に提出しなければならない。

(1) 実績報告書 (紙媒体、データ)

なお、当業務で制作したツール・媒体、コンテンツ等のデータ (デザインデータ含む) 等も含む。

(2) 展示会におけるブース一式 (ディスプレイ用備品も含む)

(3) その他公社と受託者が合意のうえ、成果物として提出を求めるもの

7、委託料

13,000千円 (消費税及び地方消費税含む) を上限とする。

8、委託料の支払い

前金払及び完了払

9、契約保証金

免除 (佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 7 号を準用)

10、留意事項

- (1) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、公社と受託者の協議により公社が認めたときは、この限りではない。
なお、再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ公社に対して、再委託する業務の内容、再委託先を報告し、承認を得ること。
- (2) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、公社の定める「公益財団法人佐賀県産業振興機構個人情報保護規程」を遵守すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては公社と十分に協議し、公社の了承を得て行うこと。
- (4) 仕様書について疑義が生じた場合については、公社と受注者が協議して定めるものとする。